

第6章 災害復旧の状況

第6章 災害復旧の状況

6.1 直轄河川・砂防・ダムにおける災害復旧

直轄としての災害復旧は、河川災害で29箇所、砂防災害で5箇所、ダム災害で2箇所が決定された。

平成23年7月新潟福島豪雨水害での直轄災害復旧(※額は改決定)

【河川】

(単位:千円)

事務所名	河川名	箇所数	事業費	工事費等	工事諸費	備考
阿賀川	阿賀川	2	266,442	262,479	3,963	H23:85%(3次補正)
阿賀野川	阿賀野川	6	570,309	561,826	8,483	H23:85%(3次補正)
信濃川	信濃川	3	201,604	198,606	2,998	H23:85%(3次補正)
信濃川下流	信濃川下流	18	2,176,155	2,134,951	41,204	H23:85%(当初)
河川計		29	3,214,510	3,157,862	56,648	

【砂防】

(単位:千円)

事務所名	河川名	箇所数	事業費	工事費等	工事諸費	備考
湯沢砂防	三国川	2	559,562	551,239	8,323	災害関連緊急 H23:100%(3次補正)
湯沢砂防	登川	3	487,971	478,732	9,239	H23:85%(3次補正)
砂防計		5	1,047,533	1,029,971	17,562	

【ダム】

(単位:千円)

事務所名	ダム名	箇所数	事業費	工事費等	工事諸費	備考
阿賀川	大川	1	19,171	18,809	362	流木災 H23:100%(当初)
三国川	三国川	1	99,537	97,653	1,884	流木災 H23:100%(当初)
ダム計		2	118,708	116,462	2,246	

【河川+砂防+ダム】

(単位:千円)

合計		36	4,380,751	4,304,295	76,456	
----	--	----	-----------	-----------	--------	--

【直轄河川災害】

河川名	番号	地先名	距離標	被災内容	被災延長	復旧内容
阿賀川	①	福島県河沼郡会津坂下町東原地先	R15.4KP	低水護岸決壊	180m	護岸工
	②	福島県喜多方市地尾川町遠田地先	R1.0KP (日橋川)	根固工流失	280m	根固工
阿賀野川	①	新潟県阿賀野市法柳地先	R11.7KP	基盤漏水	350m	護岸工、矢板工
	②	新潟県阿賀野市嘉瀬島地先	R20.4KP	堤防漏水、法崩れ	120m	堤防切返し、ドレーン工
	③	新潟県五泉市清瀬地先	L28.2KP	低水護岸欠壊	90m	護岸工
	④	新潟県阿賀野市渡場地先	L29.2KP	床固護床工流出	65m	護床工
	⑤	新潟県阿賀野市渡場地先	R29.6KP	基盤漏水	100m	矢板護岸工
	⑥	新潟県阿賀野市小松地先	R33.6KP	低水護岸欠壊	50m	護岸工
信濃川	①	新潟県長岡市下山町地先	R0.3KP (洪海川)	低水護岸決壊	175m	護岸工
	②	新潟県長岡市浦地先	L22.9KP	低水護岸決壊	153m	護岸工
	③	新潟県南魚沼市坂戸地先	34.7KP (魚野川)	水位計流失	1式	水位計
信濃川下流	①	新潟県新潟市南区堀掛地先	L16.9KP	法崩れ	65m	堤防切返し
	②	新潟県新潟市南区堀掛地先	L17.2KP	法崩れ	42m	堤防切返し
	③	新潟県新潟市南区中小見地先	L17.9KP	法崩れ	150m	堤防切返し
	④	新潟県新潟市南区下八枚地先	L18.8KP	法崩れ	27m	堤防切返し
	⑤	新潟県新潟市南区下八枚地先	L19.2KP	法崩れ	139m	堤防切返し
	⑥	新潟県新潟市秋葉区小須戸地先	R20.5KP	法崩れ	99m	堤防切返し
	⑦	新潟県新潟市南区戸石地先	L20.5KP	法崩れ	17m	堤防切返し
	⑧	新潟県新潟市南区菱潟地先	L24.2KP	法崩れ	24m	堤防切返し
	⑨	新潟県新潟市南区菱潟地先	L24.9KP	法崩れ	50m	堤防切返し
	⑩	新潟県田上町下横場地先	R25.7KP	法崩れ	54m	堤防切返し
	⑪	新潟県加茂市鶴ノ森地先	L31.9KP	基盤漏水	110m	堤防切返し、護岸工、矢板工
	⑫	新潟県三条市井戸場地先	L32.5KP	基盤漏水、堤体漏水	506m	ドレーン工、護岸工、矢板工
	⑬	新潟県三条市上須頃地先	L41.1KP	低水護岸決壊、根固流出	610m	掘削工、護岸工
	⑭	新潟県三条市	五十嵐川合流点	土砂堆積	590m	河道掘削工
	⑮	新潟県三条市今井地先	R43.2KP	河床洗掘 護岸決壊	68.5m	矢板護岸工、護床工
	⑯	新潟県燕市熊森地先	R47.9KP	護岸決壊	74m	護岸工
	⑰	新潟県燕市笈ヶ島地先	R49.7KP	河岸決壊、根固流出	42m	根固工
	⑱	新潟県燕市笈ヶ島地先	R49.8KP	河岸決壊、根固流出	43m	根固工

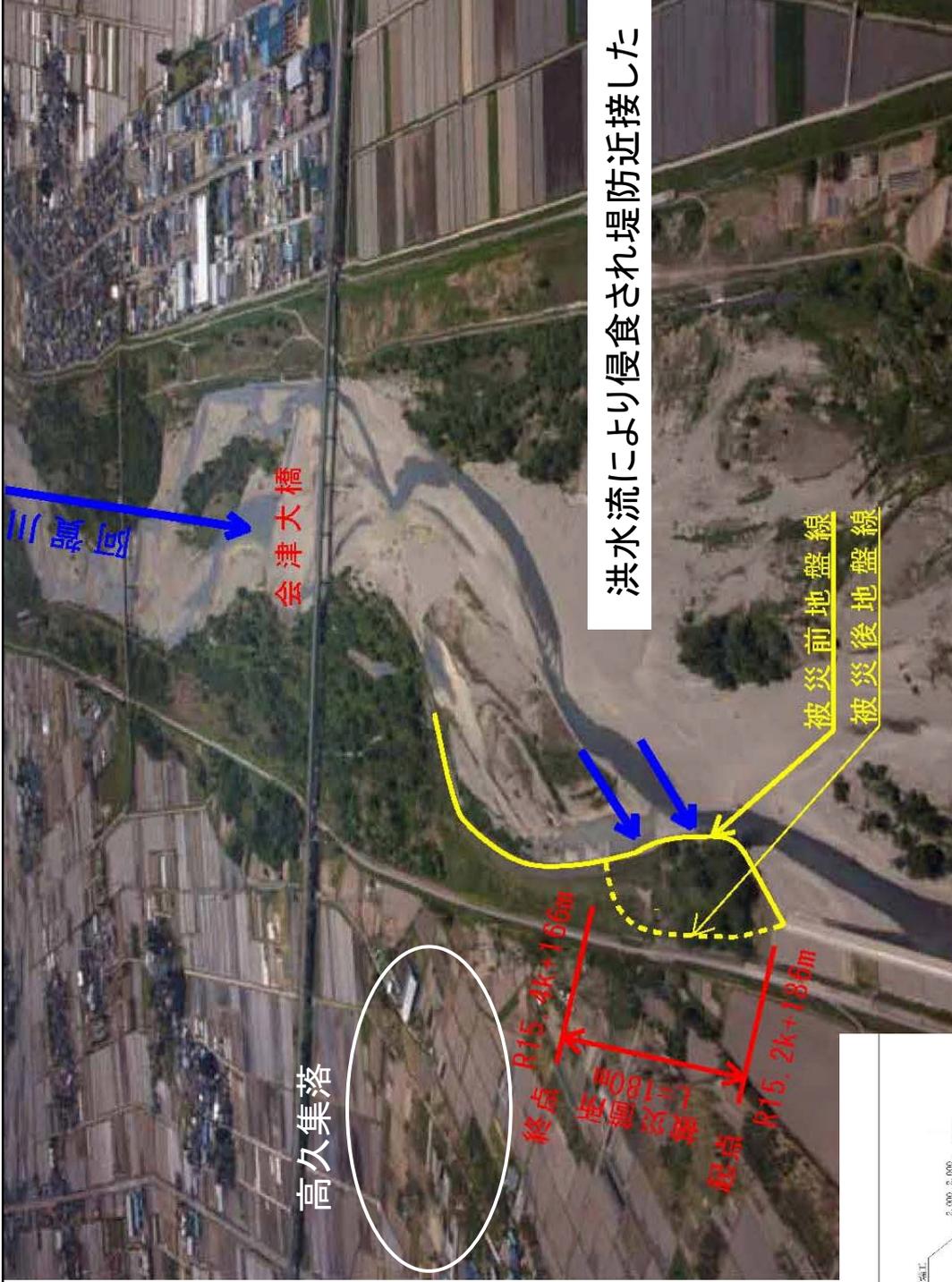
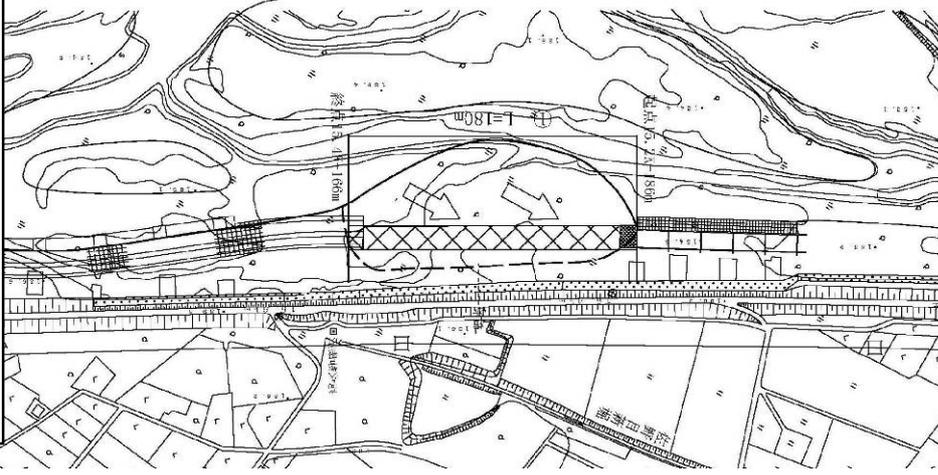
【直轄砂防災害】（湯沢砂防管内）

河川名	番号	地先名	堰堤名	被災内容	被災延長	復旧内容
魚野川（三箇川）	①	新潟県南魚沼市土沢地先	—	土石流災害	—	砂防堰堤工（災害関連緊急）
	②	新潟県南魚沼市蛭窪地先	—	土石流災害	—	砂防堰堤工（災害関連緊急）
魚野川（登川）	③	新潟県南魚沼市大字清水地先	檜倉砂防堰堤	水通し部欠損、右岸袖部欠損	—	砂防堰堤工
	④	新潟県南魚沼市大字清水地先	深沢第2号砂防堰堤	副堰堤下流部洗掘	—	砂防堰堤工
	⑤	新潟県南魚沼市蟹沢新田地先	蟹沢砂防堰堤	本堰堤左岸下流部洗掘、取付護岸損傷	—	砂防堰堤工

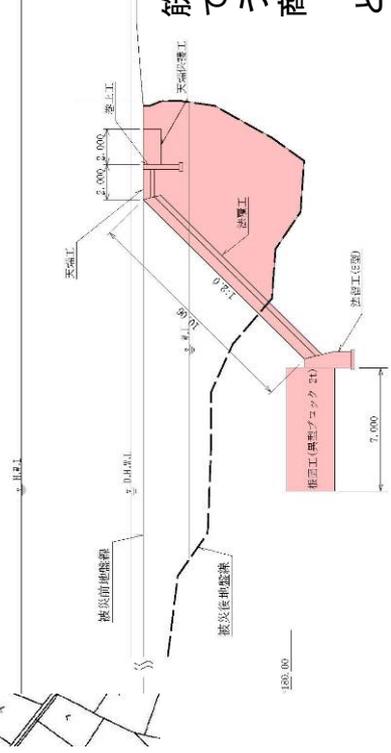
【直轄ダム災害】

河川名	番号	地先名	ダム名	被災内容	除去対象数量	復旧内容
阿賀野川水系阿賀川	①	福島県会津若松市（右岸：会津若松市、左岸：下郷町）	大川ダム	異常流木	1,004m ³	流木処理（収集、運搬、再資源化处理）
信濃川水系三箇川	①	新潟県南魚沼市（右岸：清水瀬、左岸：清水瀬）	三箇川ダム	異常流木	5,667m ³	流木処理（収集、運搬、再資源化处理）

災害概要(福島県河沼郡会津坂下町東原地先) 護岸工180m 194,355千円

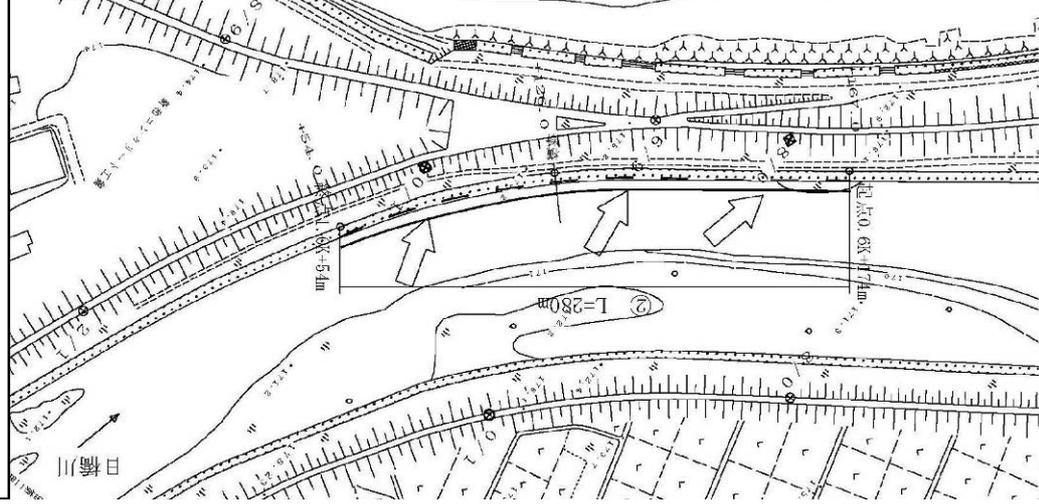


本被災箇所は、今回の出水で高水敷が一気に侵食し、河床が深掘れしており、湧筋が堤防寄りに大きく移動した。このまま放置すると次期出水では本堤まで影響して破堤の危険性が大きく高まっている。また、被災箇所の堤内地側は地盤高が低いうえ、新潟と福島を結ぶ幹線国道や、国道沿いには住宅や広大な富士通会津工場、商店、ホテル等もあることから、早急な対策を施し、民生の安定を図るものである。復旧工法としては、セグメントIであり流速が速いことからコンクリート張護岸とし、異形ブロックによる根固工を施工する。

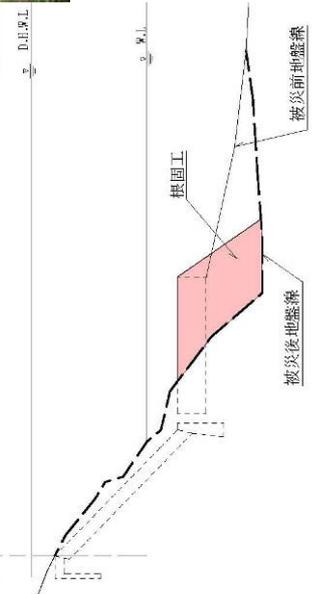
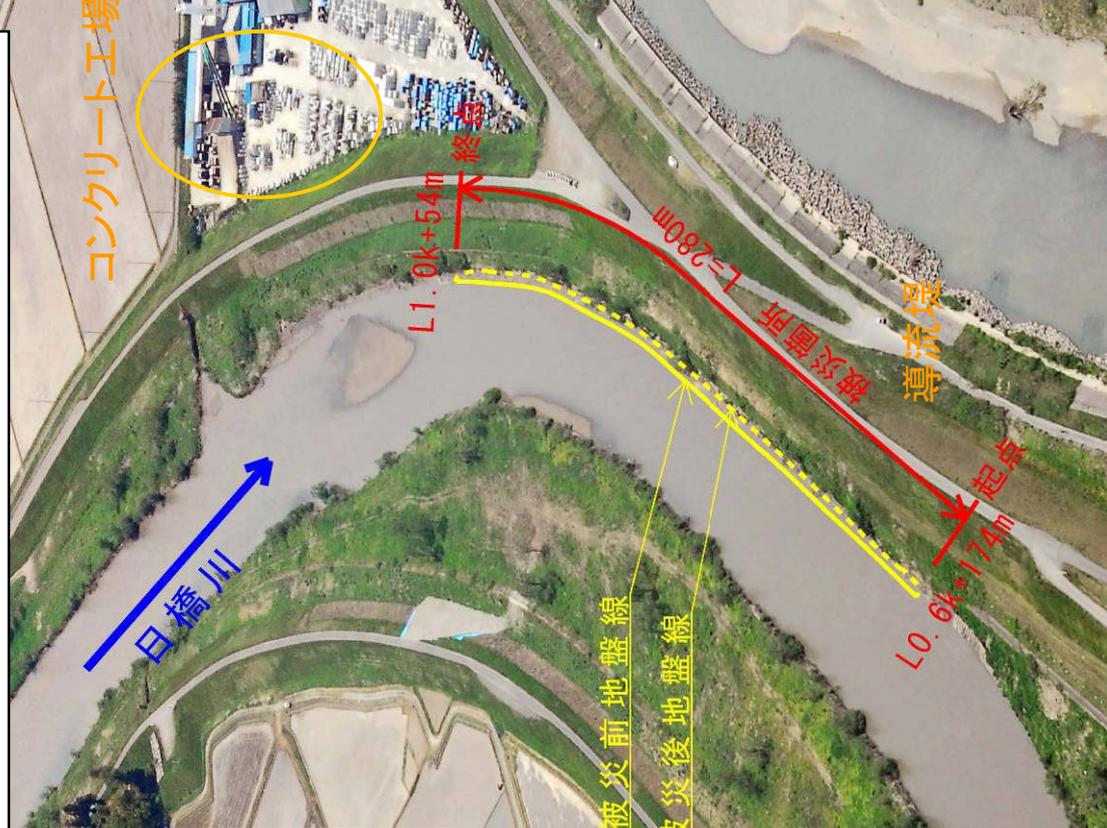


災害概要(福島県喜多方市遠田地先)

護岸工 280m 68,124千円



洪水流により根固め流失



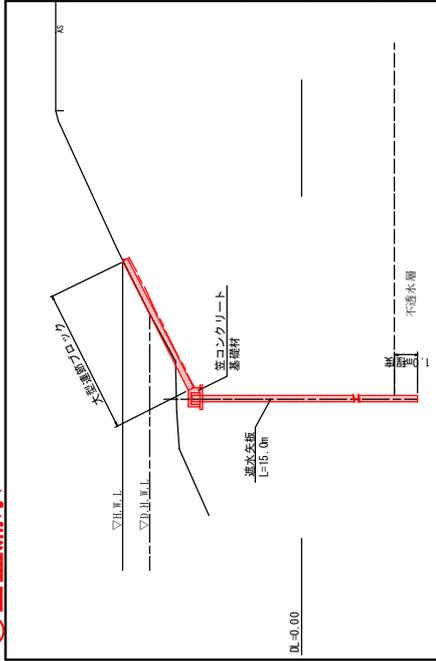
本被災箇所は、曲線形の水衝部となっており、今回の出水によって根固工の大半が流出した。今の状態で放置すれば、次期洪水において完全流出し、低水護岸や導流堤まで被災し、日橋川と阿賀川本川との安定的合流に支障をきたす恐れが生じている。

復旧工法としては、被災した根固(粗朶沈床)の代わりに玉石を投入することとし、流出防止のため表面は袋詰玉石で被覆し根固工を施工する。

平成23年7月28日発生災害（阿賀野川水系阿賀野川）

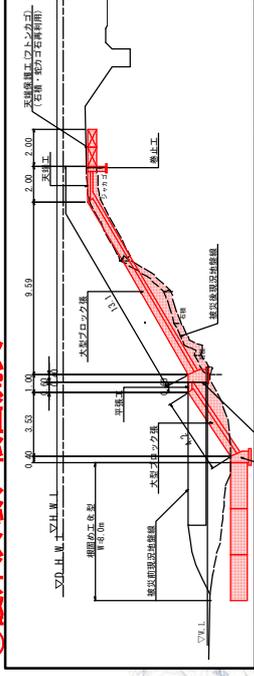
- ①新潟県阿賀野市法柳地先 R11. 7KP 基盤漏水
- ②新潟県阿賀野市嘉瀬島地先 R20. 4KP 堤防漏水、法崩れ
- ③新潟県五泉市清瀬地先 L28. 2KP 低水護岸欠壊
- ④新潟県阿賀野市渡場地先 L29. 2KP 床固護床工流出
- ⑤新潟県阿賀野市渡場地先 R29. 6KP 基盤漏水
- ⑥新潟県阿賀野市小松地先 R33. 6KP 低水護岸欠壊

①基盤漏水



①堤防直下に透水性の高い砂層・礫層があるため、今回出水において浸透水が透水層を通過したことにより、堤内側(水田部)にて多数の漏水が確認された。
その対策として、遮水矢板工(みずみち延伸、不透水層まで貫入)及び高水護岸工(河川水の堤体内への浸透防止)を設置する。

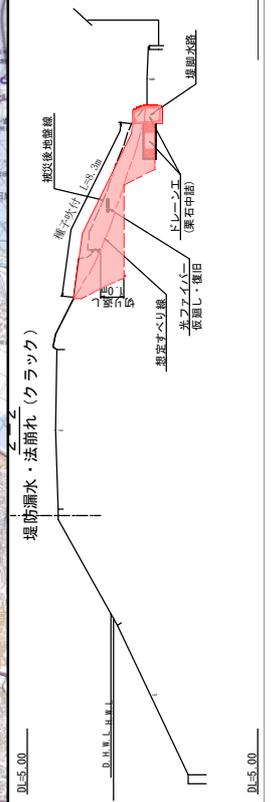
⑥護岸決壊、根固流失



②堤防漏水・法崩れ

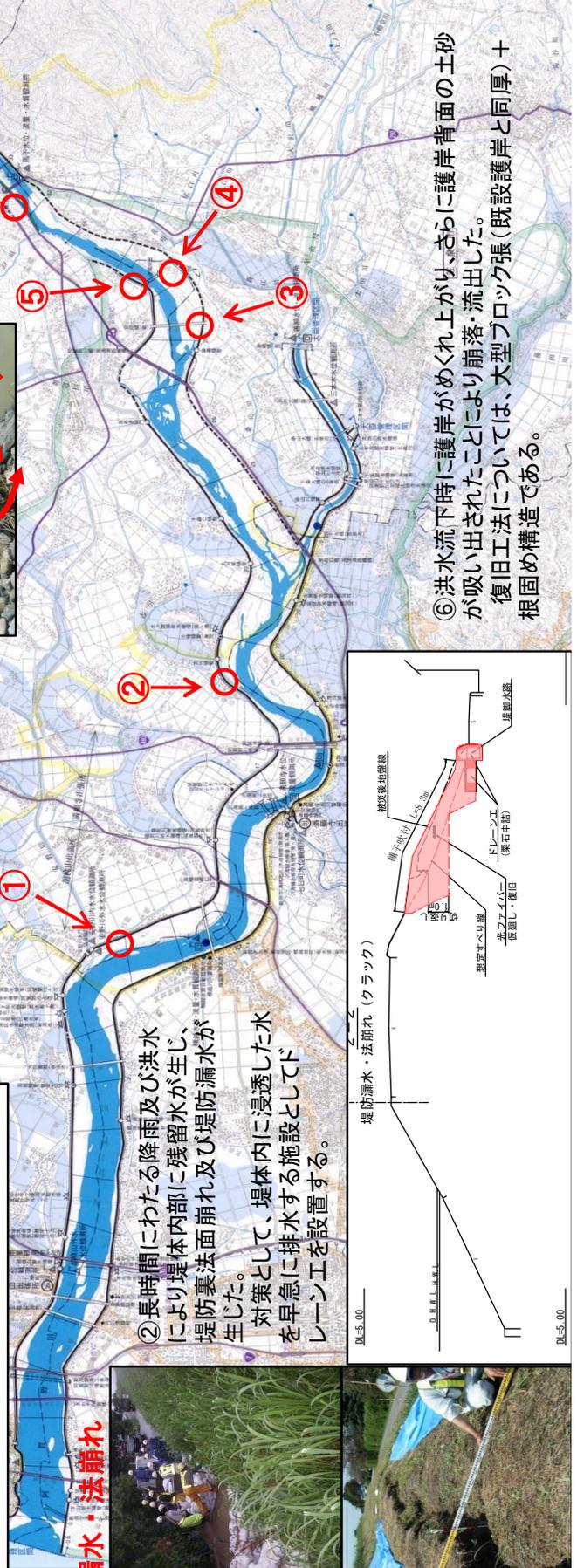


②長時間にわたる降雨及び洪水により堤体内部に残留水が生じ、堤防裏法面崩れ及び堤防漏水が生じた。
対策として、堤体内に浸透した水を早急に排水する施設としてドレーン工を設置する。



全棟業費		平成23年度実施価額	
箇所数	工事費	計	工事費
6	(26,735)	(26,735)	(22,671)
	561,826	570,309	476,355
	8,483	6	7,192
			483,547
			(22,671)
			計
			483,547

⑥洪水流下時に護岸がめくれ上がり、さらに護岸背面の土砂が吸い出されたことにより崩落・流出した。
復旧工法については、大型ブロック張(既設護岸と同厚)＋根固め構造である。



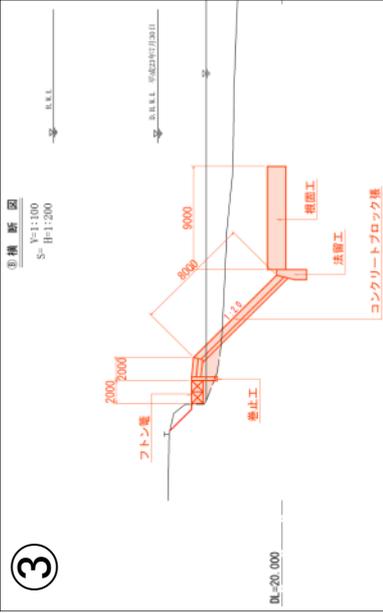
平成23年7月28日発生災害（信濃川水系信濃川）

- ①長岡市下山町地先（浜海川右岸 0k+238～0k+413）護岸決壊 L=175m
- ②南魚沼市坂戸地先（魚野川右岸34.7k）水位観測所損傷
- ③新潟県長岡市浦地先（信濃川左岸 No. 22.75k+53～No. 22.75k+206）低水護岸欠壊L=153m

全体事業費				平成23年度実施価額			
箇所	工事費	工事諸費	計	箇所	工事費	工事諸費	計
3	198,606	2,998	201,604	3	(8,068)	(8,068)	(8,068)
			201,604		169,512	2,559	172,071



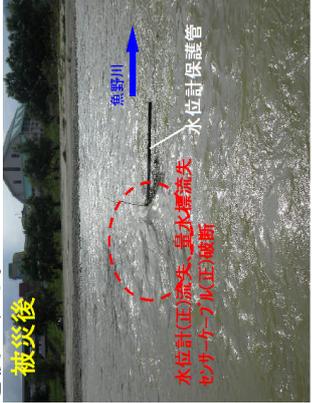
① 今回の出水で河岸の侵食及び局所洗掘を起こし、既設護岸（施工年次不明）の基礎部が沈下・倒壊して法枠ブロックの崩落が生じた。
 復旧工法として法枠ブロック張りにより復旧を行う。



③ 今回の出水で既設護岸（H5施工）の天端背面が浸食され、天端保護工、法留工、天端コンクリートが沈下・倒壊して、コンクリートブロック張まで崩壊した。
 復旧工法は、被災を受けた箇所においてコンクリートブロック張りにより復旧を行う。



② 今出水の最高水位(D.H.W.L)は161.48m(T.P.換算値)と、H.W.L=161.78mより0.30m下がりの出水規模であった。
 出水時において水位計(正)及びケーブール・保護管等の施設が被災。被災原因は、出水時の周辺状況(多数の流木が漂着)から、流木の衝突によるものと想定される。
 復旧工法は、被災を受けた水位観測機器類(水位計・量水板(H鋼)の他、配管・ケーブール配線を含む)を復旧する。



平成23年7月28日発生災害（信濃川水系信濃川〔信濃川下流〕）

全体事業費		平成23年度実施概算額	
箇所数	工事費	箇所数	工事費
18	(101,616)	(101,616)	(86,164)
	2,134,951	2,176,155	1,810,168
	41,204	18	34,935
			1,845,103

- ①新潟県新潟市南区堀掛地先 L16.9KP 法崩れ
- ②新潟県新潟市南区堀掛地先 L17.2KP 法崩れ
- ③新潟県新潟市南区中小見地先 L17.9KP 法崩れ
- ④新潟県新潟市南区下八枚地先 L18.8KP 法崩れ
- ⑤新潟県新潟市南区下八枚地先 L19.2KP 法崩れ
- ⑥新潟県新潟市秋葉区小須戸地先 R20.5KP 法崩れ
- ⑦新潟県新潟市南区戸石地先 L20.5KP 法崩れ
- ⑧新潟県新潟市南区菱潟地先 L24.2KP 法崩れ
- ⑨新潟県新潟市南区菱潟地先 L24.9KP 法崩れ
- ⑩新潟県田上町下横場地先 R25.7KP 法崩れ

- ⑪新潟県加茂市鵜ノ森地先 L31.9KP 基盤漏水
- ⑫新潟県三条市井戸場地先 L32.5KP 基盤漏水、堤体漏水
- ⑬新潟県三条市上須頃地先 L41.1KP 護岸決壊、根固流出
- ⑭新潟県三条市五十嵐川合流点 土砂堆積
- ⑮新潟県三条市今井地先 R43.2KP 河床洗掘
- ⑯新潟県三条市能森地先 R47.9KP 護岸決壊
- ⑰新潟県三条市笹ヶ島地先 R49.7KP 河岸決壊、根固流出
- ⑱新潟県三条市笹ヶ島地先 R49.8KP 河岸決壊、根固流出



出水時の水防対応



①新潟市南区堀掛地先 右岸16.9KP シート張



⑩田上町下横場地先 右岸25.8KP：シート張



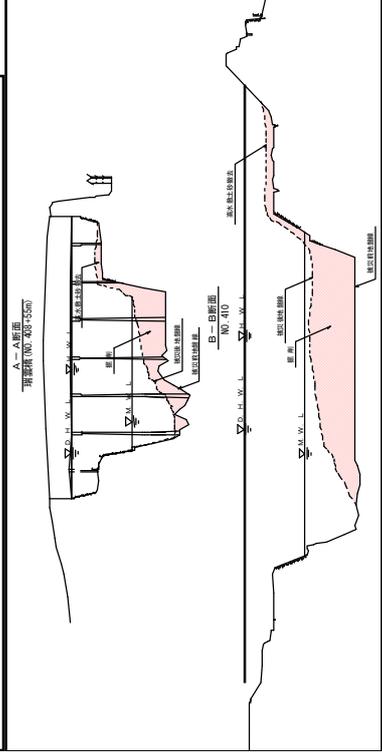
小須戸橋右岸 右岸
20.5KP：土のう締切



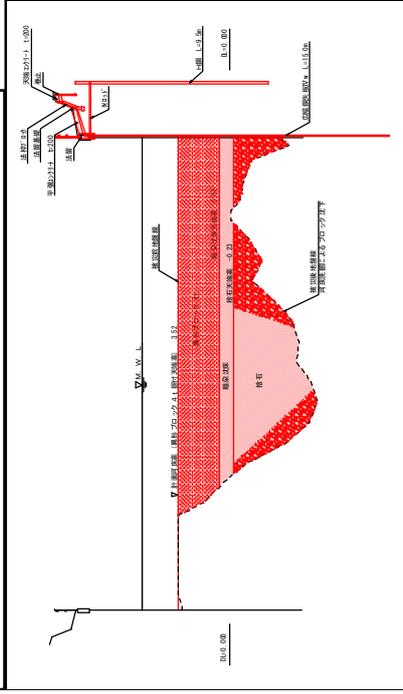
⑫三条市井戸場地先 左岸
32.5KP：月の輪工

平成23年7月28日発生災害（信濃川水系信濃川〔信濃川下流〕）

⑭三条市 五十嵐川合流点 土砂堆積



⑮三条市今井地先 低水護岸損傷

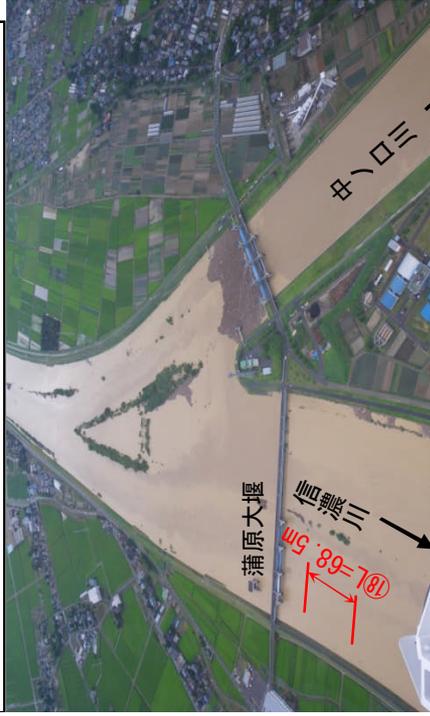
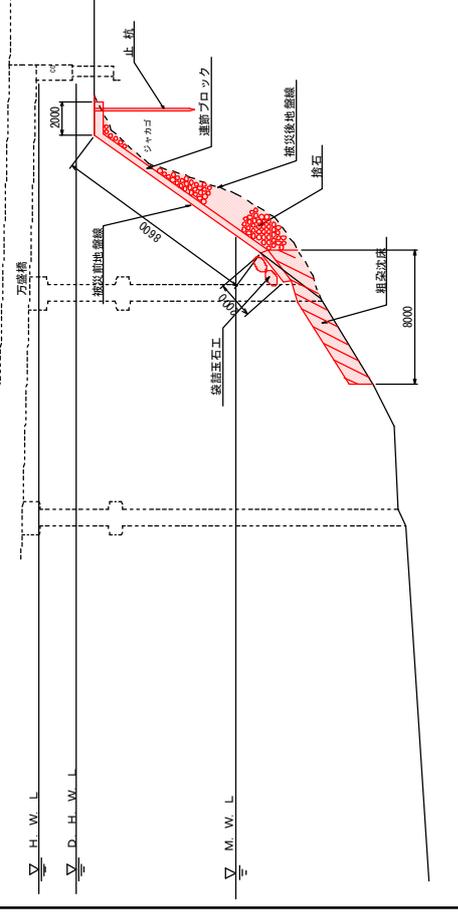


⑭五十嵐川合流点は偏流がおこりやすい形状をしており、過去においても土砂堆積を繰り返してきた。復旧事業により合流点処理を行ってきたところであるが、今出水（既往最大）により河道断面の約3割が埋そくし、河川管理上支障が生じることから土砂堆積部の河道掘削を実施する。

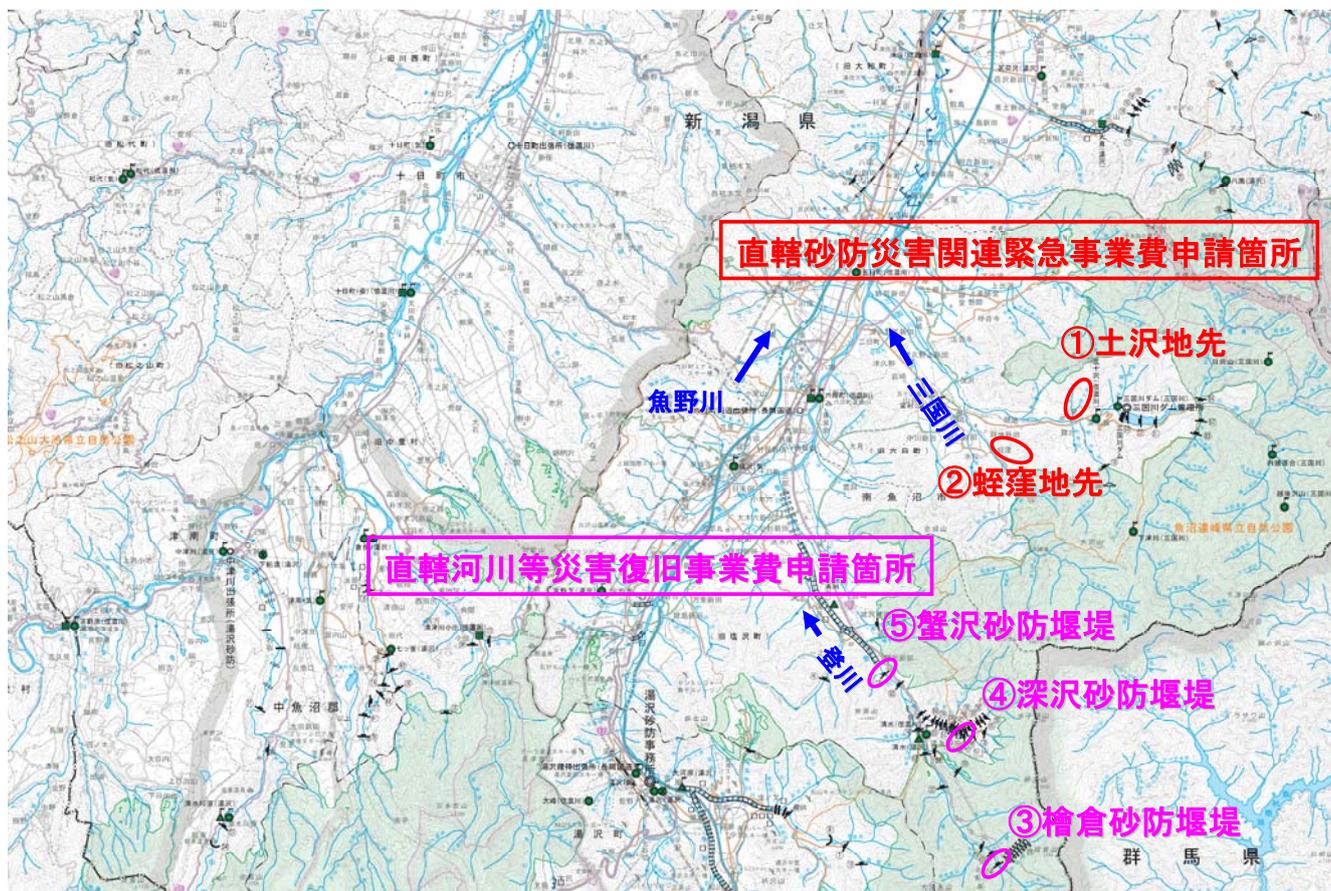
⑮蒲原大堰下流の河床が洗掘され、水叩き下流が沈下。また、下流右岸矢板護岸の根入れ以上の深さまで洗掘を受け沈下したため、矢板護岸が変形している。復旧工法としては計画河床まで異形ブロックの乱積みにより根固め復旧、矢板護岸の撤去再設置により復旧する。

⑰⑱出水により河床が洗掘され矢板護岸前面の根固（捨石）が流出した。復旧工法は、矢板護岸転倒防止のための前面押さえとして根固を設置する。

⑰燕市熊森地先 護岸決壊



平成23年度 直轄砂防 災害関連緊急砂防事業、災害復旧事業要求箇所



平成23年7月 新潟・福島豪雨に伴う土石流災害（信濃川水系三国川 土沢地先）

■被害状況
 ・高平沢 住家1戸半壊、市道に土砂堆積
 ・土沢 住家1戸一部破損
 ※人的被害は、いずれの箇所も無し(自主避難していた為)
 ■住民の避難状況
 土沢地区9世帯29名(29日16:30)
 小川地区39世帯133名(29日22:30)に避難勧告が発令。

①上流部

②中流部

③下流部

三国川

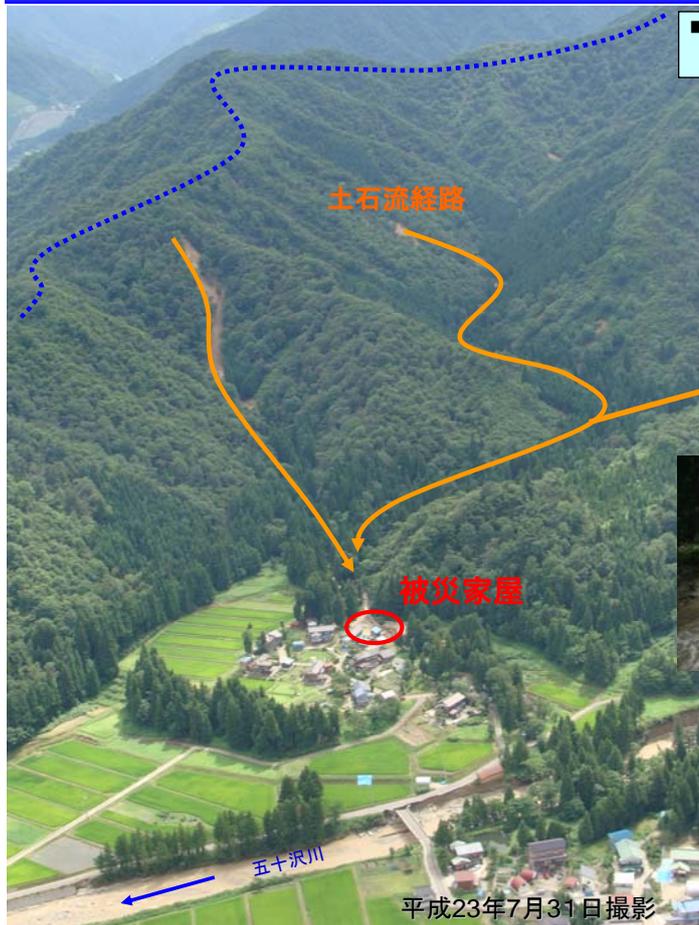
三国川への土砂流入

被災した人家

直轄砂防災害関連緊急事業（信濃川水系三国川 土沢地先）



平成23年7月 新潟・福島豪雨に伴う土石流災害（信濃川水系三国川 蛭窪地先）



■被害状況
 ・蛭窪 非住家2戸（1戸が一部破損、1戸が床下浸水）
 ※人的被害は無し



被災した人家

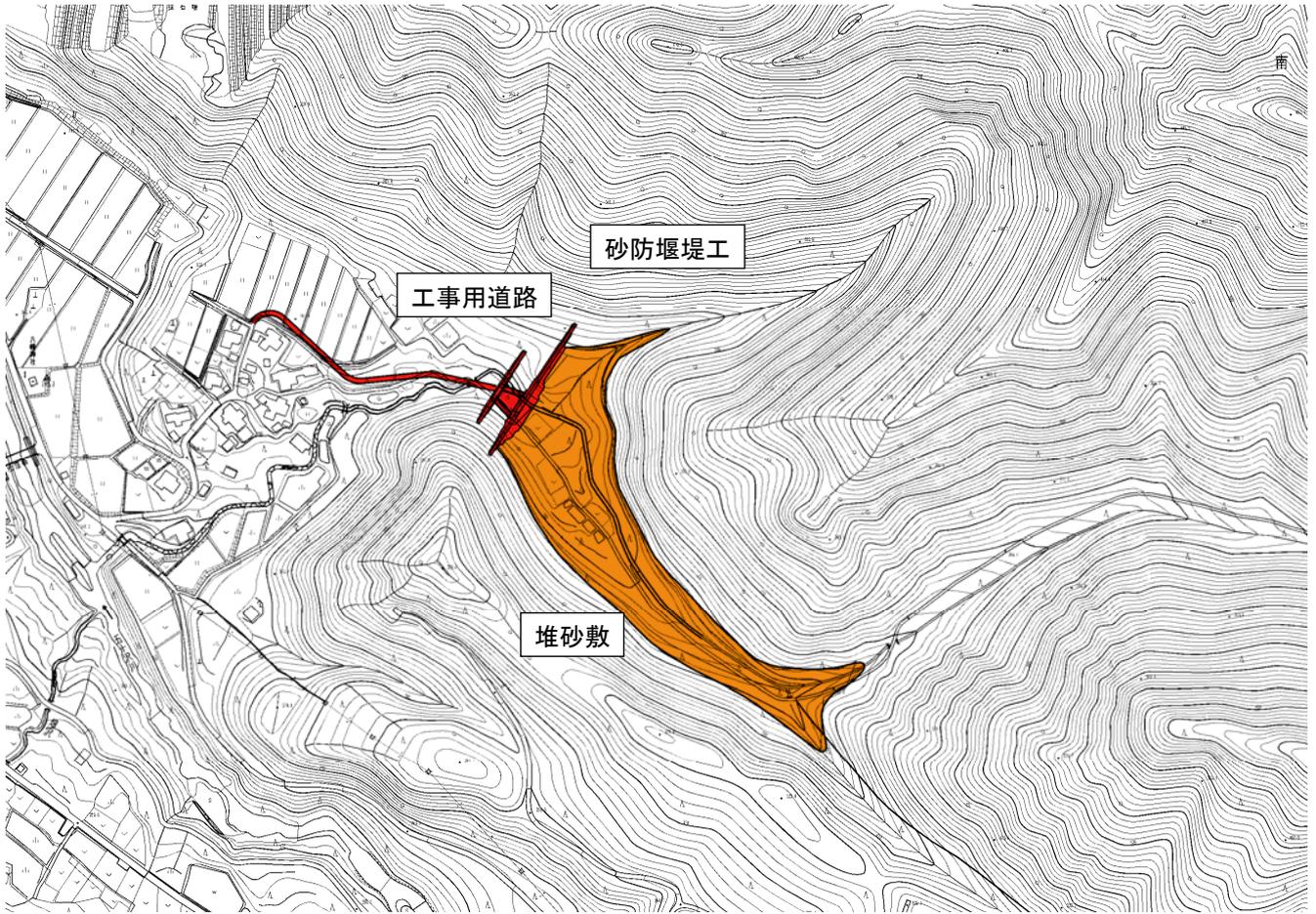


上流部の状況

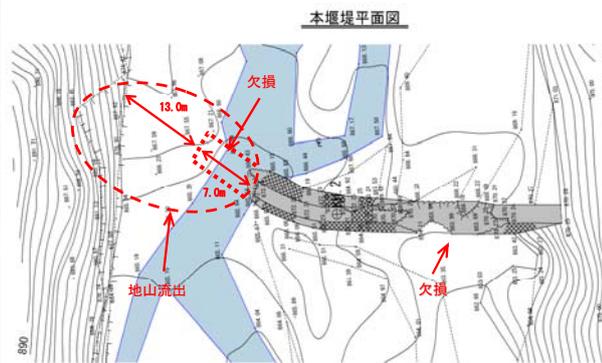
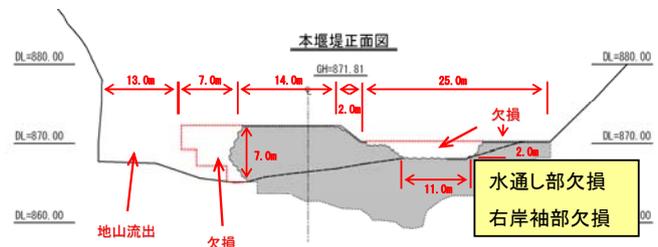


平成23年7月31日撮影

直轄砂防災害関連緊急事業（信濃川水系三国川 蛭窪地先）

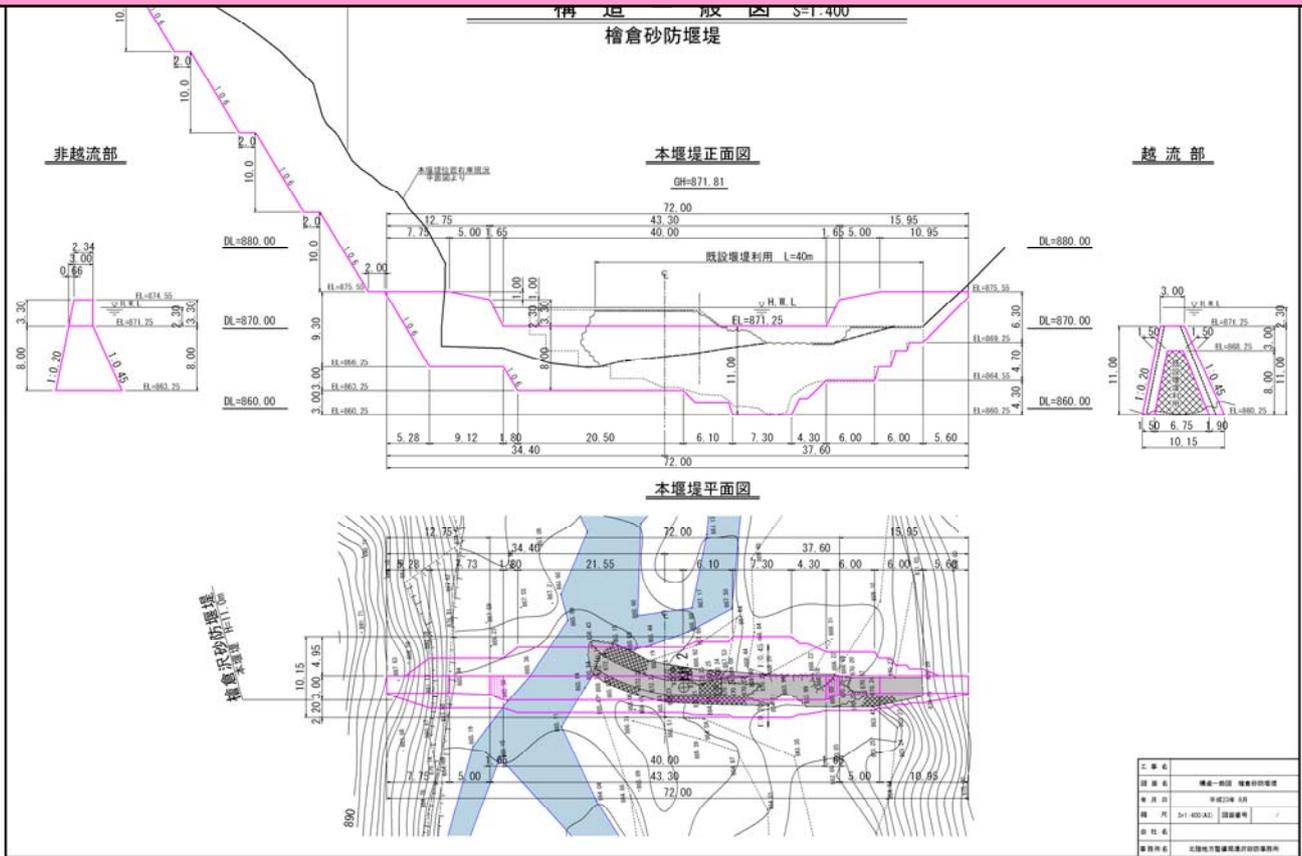


信濃川水系魚野川（登川） 檜倉砂防堰堤 被災状況



直轄河川等（砂防）災害復旧事業（櫛倉砂防堰堤）

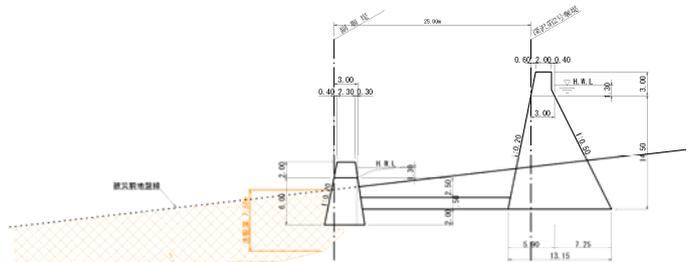
欠損した左岸側袖部を復旧するとともに、不安定化した堤体を抱き込み安定断面を構築しコスト削減を図る。



信濃川水系魚野川（登川） 深沢第2号砂防堰堤 被災状況

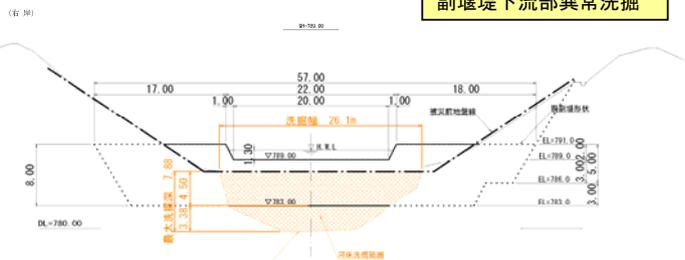


縦断面図



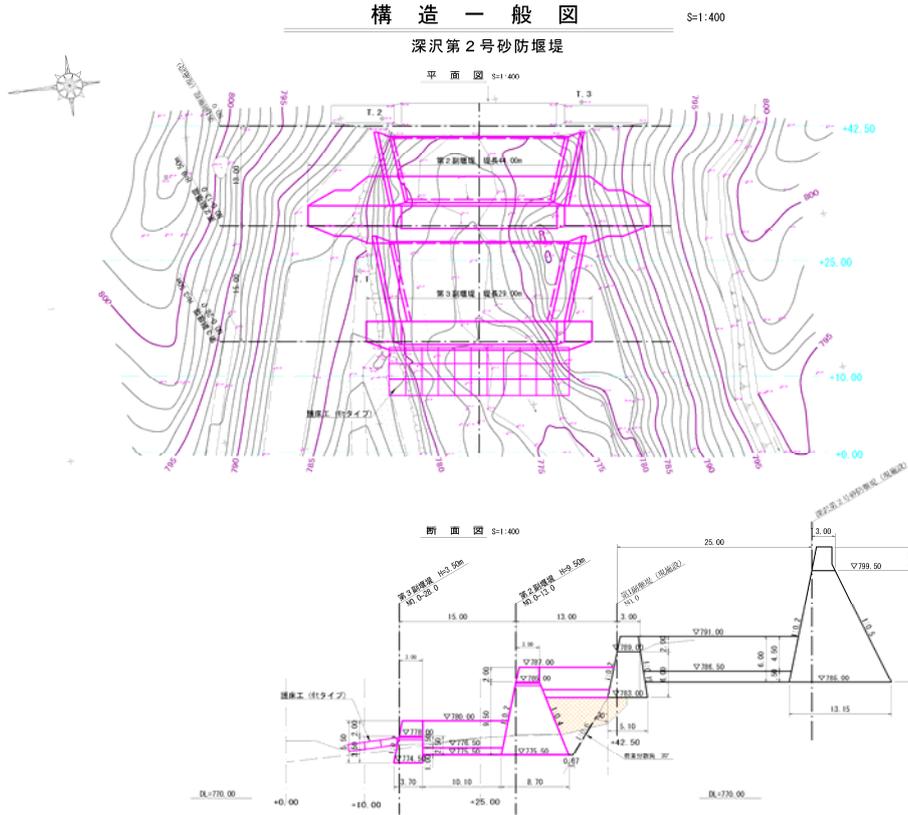
副堰堤正面図（実測横断面図）

副堰堤下流部異常洗掘

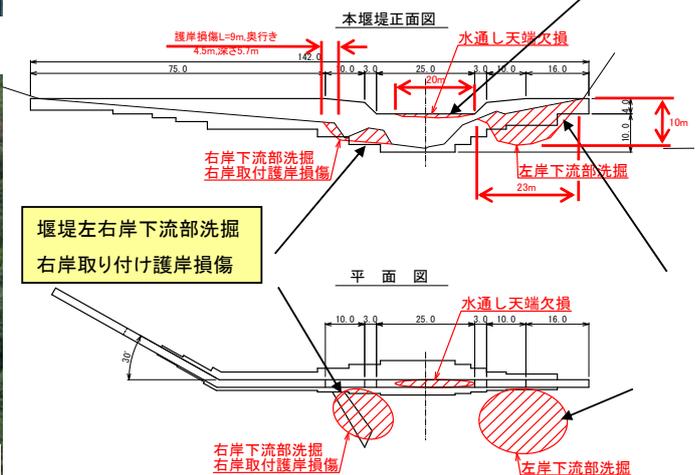


直轄河川等（砂防）災害復旧事業（深沢第2号砂防堰堤）

最大で7.8m河床低下した現副堰堤下流側に第2副堰堤、第3副堰堤を新設し、第3副堰堤下流には護床工を設置し、深沢第2号堰堤の保全を図る。



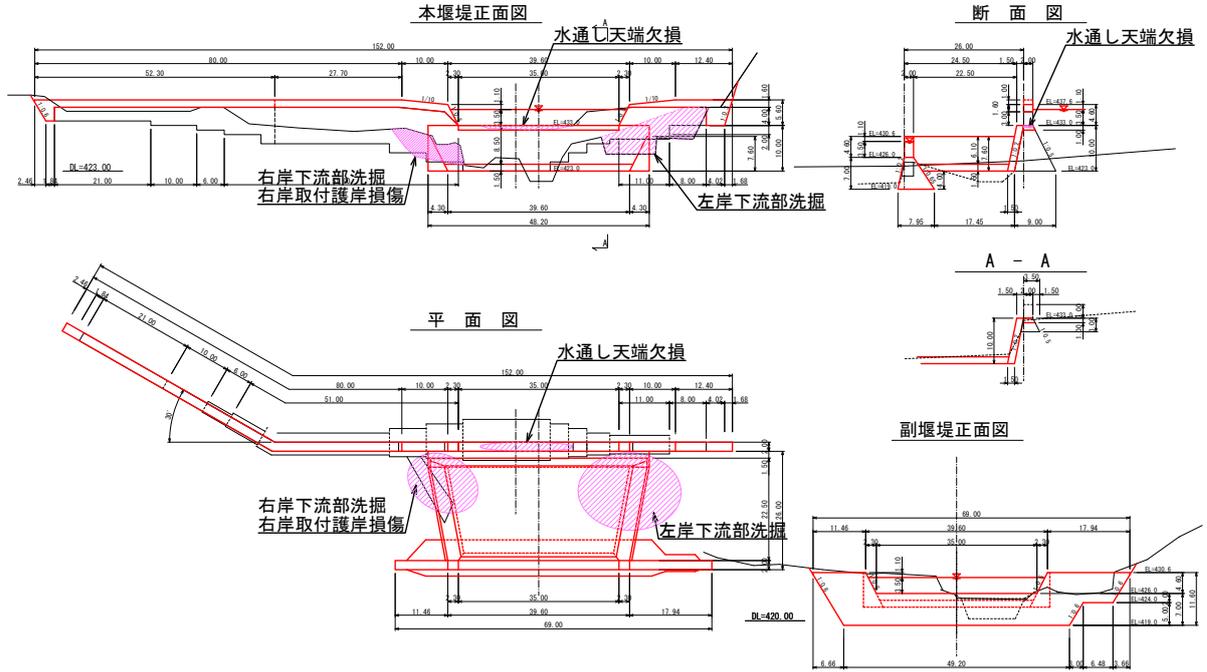
信濃川水系魚野川（登川） 蟹沢砂防堰堤 被災状況



直轄河川等（砂防）災害復旧事業（蟹沢砂防堰堤）

計画流量が袖部から越流しないよう水通しの拡幅・袖部を嵩上げる。(計画流量416m³/s→現況流下能力177m³/s S27竣工)
破損した水通し天端にコンクリートを打設し、本堰堤下流部の洗掘箇所を根絶し、前庭工・副堰堤工を設置する。

蟹沢砂防堰堤 構造一般図



平成23年度発生

直轄河川(ダム)災害復旧事業申請書
平成23年7月28日～8月1日発生
(平成23年7月新潟・福島豪雨)

災害箇所位置図

阿賀野川水系阿賀川
大川(おおかわ)ダム (異常流木)

大川ダム 貯水池全景



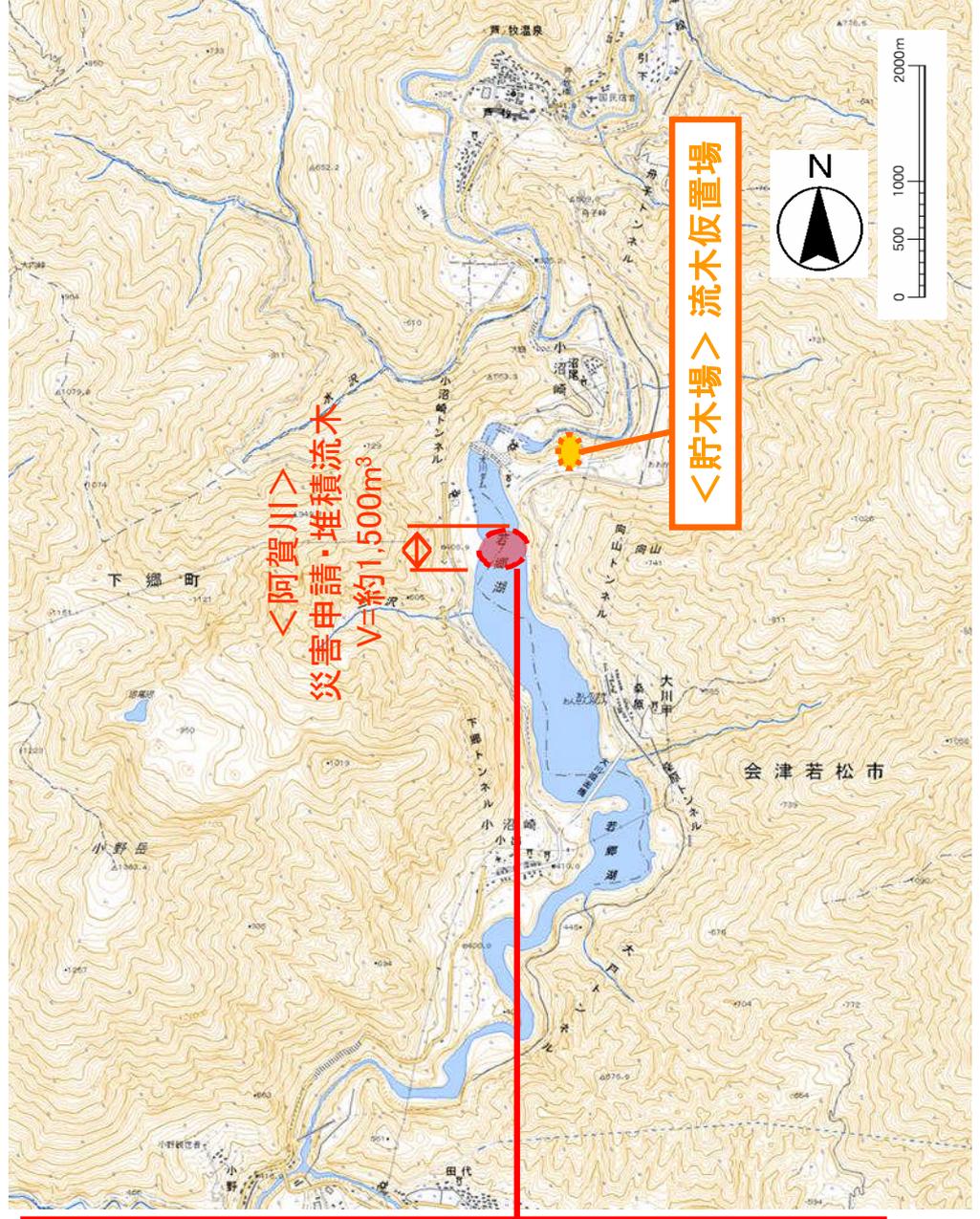
工事費：19,593千円
工法：湖面の流木・塵埃はバックホウ及び作業船を用いて湖岸に集積・陸揚後、仮置場に運搬する。
仮置場で流木・塵芥の分別を行い塵芥は処分場へ運搬し、流木は破砕(チップ化)し希望者に配布する。

<阿賀川> 流木発生箇所

<出水前>



<出水後>



平成23年度発生

直轄河川(ダム)災害復旧事業申請書

平成23年7月27日～30日発生

(平成23年7月新潟・福島豪雨)

災害箇所位置図

信濃川水系 三国川 三国川ダム

(異常流木)

工事費：101,722千円

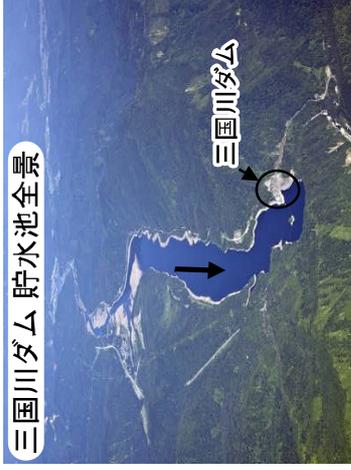
工法：作業船と牽引ロープにより湖岸に

移動、集積し、クレーンで陸揚げ。

半数は仮置場に運搬し希望者へ配布

残りは処分場へ運搬。

流木発生箇所写真



流木堆積状況写真



＜流木仮置場：しゃくなげ公社裏駐車場＞

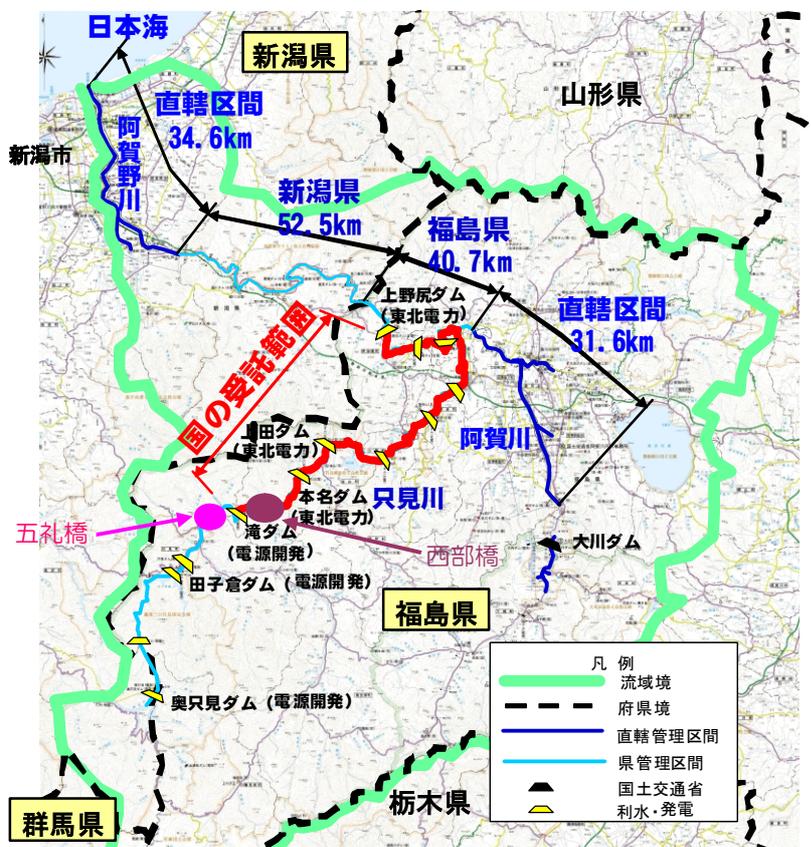
6.2 只見川等の災害対応について

6.2.1 災害復旧の受託

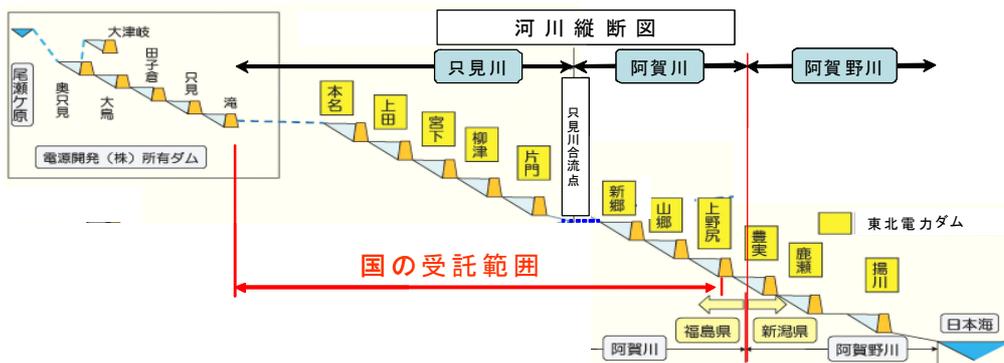
(1) 概要

「平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨」により、阿賀野川水系只見川沿川では甚大な被害を被った。

福島県においては 3.11 発生の東日本大災害、福島第一原発事故による災害対応に取り組んでいたことから、本豪雨による水害を受けて、その緊急性から国に対して全面的な支援の要請があった。これを受け、国土交通省では災害復旧工事を受託することとした。



42箇所(阿賀川:4箇所、只見川:38箇所)、被災額43億円(H23.9.21)



(2) 只見川の被災状況



冠水した金山町西谷地区



冠水寸前の観月橋の様子 (柳津町柳津内)



道路を塞ぐ流木
(国道252号 金山町越川地内)



全面崩壊した国道
(国252号 柳津町飯谷地内)



浸水した柳津町の商業施設
(柳津町柳津地内)



泥に埋まった国道
(金山町越川地内)



流失したJR橋梁



外観



内部

基礎部分が流失し傾いた滝スノーシェッド
(国道252号 金山町滝沢地内)

五礼橋被災状況

① 概観・全景

② 橋面

③ 橋台

④ A1橋台洗車状況

⑤ 洗車箇所(河川側・上洗側)

⑥ 洗車状況

⑦ A1橋台洗車深さ: 最大33cm

⑧ A1橋台洗車長さ: 最大45cm

⑨ トラス斜材(引張材): 変形

⑩ 橋水管損傷

⑪ 防塵柵被災延長

⑫ 防塵柵上洗側損傷

⑬ 防塵柵下洗側損傷

⑭ 材料高 設計h=297mm → 250mm

西部橋被災状況

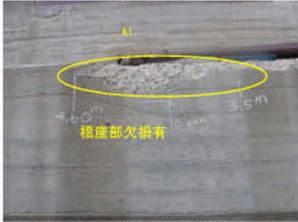
被災状況:
 ①上部工全区間流失(落橋)
 ②両橋台橋座部損傷

被災原因: 洪水(平成23年7月新潟・福島豪雨)

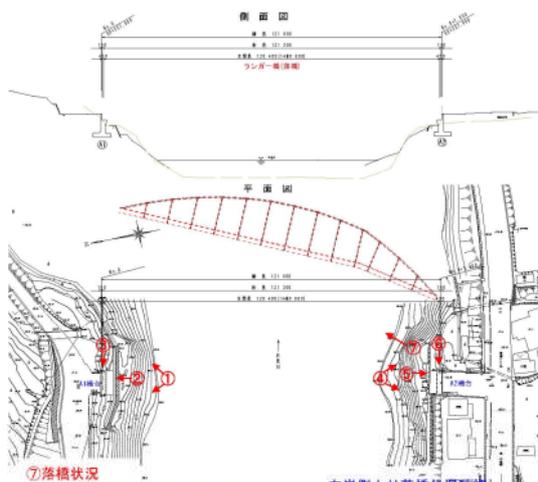
①A1橋台



②A1橋台橋座前面を望む



③A1橋台下流側橋座側面を望む



④A2橋台



⑤A2橋台橋座前面を望む

⑥A1橋台下流側橋座側面を望む

橋座部欠損有

(3) 各自治体・団体との受託等の経緯

- 7月28日～ 豪雨災害発生
- 8月12日 福島県⇒防災担当大臣に国での災害復旧を要望
- 8月16日 治水課、北陸地整、福島県三者会議
- 8月18日 治水課河川整備調整官等、被害状況現地調査
- 8月22日 TEC-FORCE 先遣隊派遣：3人（県との調整会議）
- 8月25日 県との調整会議（利水ダム操作に係る事項）
- 8月29日 治水課長 現地視察
- 8月31日 第1回情報連絡会開催（国・県・市町村・電力事業者等）
- 9月5～7日 TEC-FORCE 派遣：17人（第一段階：起終点・復旧工法決定）
- 9月9日 奥会津五町活性化協議会、只見川電源流域振興協議会局長⇒五礼橋、西部橋の災害復旧を要望
- 9月21日 福島県と委託協定の締結（河川災害）
- 9月27～28日 TEC-FORCE 派遣：18人（第二段階：査定設計書確認）
- 10月7日 R252号の二本木橋 権限代行で施工することが決定
- 〃 北陸地方整備局（河川・道路）直轄施行を記者発表
- 10月10日 防災担当大臣 現地視察
- 10月18日 第2回情報連絡会開催（国・県・市町村・電力事業者）
- 10月20日 福島県議会 只見川河川災害（上野尻ダム～滝ダム）復旧工事を国に委託 ⇒協定可決（24日発効）
- 10月28日 受託契約締結（河川災害）
- 11月22日 入札（8日指名）、工事契約（24日）
- 11月29日 第3回情報連絡会開催（国・県・市町村・電力事業者）
- 12月16日 只見町議会 五礼橋の橋梁災害復旧工事を国に委託 →協定締結
- 12月20日 五礼橋受託契約締結
- 1月12日 受託契約変更（河川災害H23年度施工分）

(4) 受託に係る所掌事務

● 国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）

第一章 総則

第二節 国土交通省の任務及び所掌事務

（所掌事務）第四条

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

● 地方整備局組織規則（平成13年1月6日国土交通省令第21号）

（地方整備局の管轄区域の特例）第1条 別表第一の上欄に掲げる事務に関しては、同表の中欄に掲げる地方整備局がそれぞれ同表の下欄に掲げる区域を管轄するもの

【上欄：～ 中欄：北陸地方整備局 下欄：阿賀野川水系に属する河川の流域のうち福島県内の区域】

（河川部の所掌事務）第8条 河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(34) 地方公共団体その他国土交通省設置法第4条第28号の業務等を定める政令

(平成12年政令第297号)第2条に規定する公共的団体(以下『地方公共団体等』という。)からの委託に基づき、河川事業等(地方整備局が行うものに限る。)に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務)

第140条 地方整備局のうち河川国道事務所等の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は別表第四のとおりとする。

(別表第四 阿賀川河川事務所 会津若松市 阿賀野川上流 改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報)

(5) 県・国の分担

県：災害復旧申請・査定(財源確保)復旧方針、詳細設計、地元調整

国：工事受託、用地・補償、工事発注、施工管理

(6) 受託工事の流れ(河川災害)

9/21 受委託に関する基本協定

10/6 県議会常任委員会審議

10/20 県議会議決

10/28 受託契約(H23年度分)

11/24 工事契約

1/27 受委託に関する協定変更

(7) 記者発表資料

配布日	平成23年10月6日
役	い 10月7日解禁

**阿賀野川水系阿賀川・只見川
及び国道252号二本木橋災害復旧について**

今年7月末に発生した「平成23年7月新潟・福島豪雨」により、阿賀野川水系阿賀川・只見川の護岸決壊、国道252号二本木橋が落橋するなどの大きな災害がありました。

災害復旧に当たり、福島県知事から国土交通大臣に国施行による早期の災害復旧支援について、要望を頂きました。

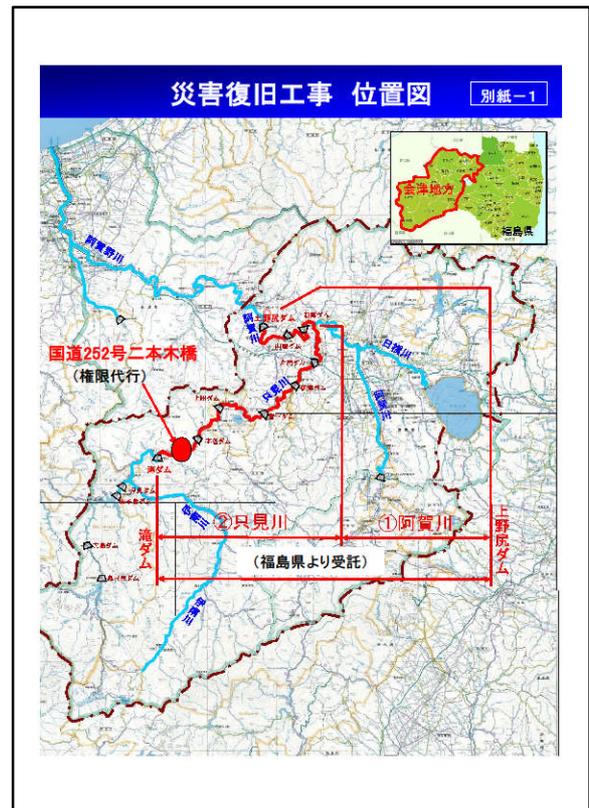
これを受け、国土交通省では、阿賀川・只見川の河川関連施設の災害復旧を福島県からの受託、国道252号二本木橋の道路関連施設の災害復旧を直轄権限代行として北陸地方整備局で行うこととしましたのでお知らせします。

阿賀川・只見川の河川災害復旧工事は、平成24年度中の完了を予定しています。

二本木橋については、冬期の降雪時には現在利用の迂回路が使用できなくなり孤立集落が発生するため、まずは応急復旧対策として降雪前の仮橋の完成を目指して工事を進めていく予定です。なお、本橋工事については、詳細な設計が整い次第着手して参ります。

配布先 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ
福島県政記者クラブ 会津若松市記者クラブ

お問い合わせ先
国土交通省 北陸地方整備局
河川部 河川工事課長 野原 永吉(河川関係)
道路部 道路計画課長 鈴木 祥弘(道路関係)
電話 025-280-8880(代)

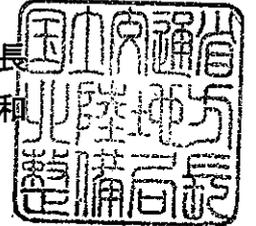




国北整河工第37号
平成23年 9月21日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

北陸地方整備局長
前川 秀和



阿賀野川水系阿賀川及び只見川河川災害復旧工事の
委託協定の締結について（回答）

平成23年9月14日付け23河第805号により協議のあった標記について
異存ない旨回答いたします。

つきましては、協定書1通を返送いたします。

協 定 書

北陸地方整備局長 前川秀和（以下「甲」という。）と福島県知事 佐藤雄平（以下「乙」という。）は、乙が管理する阿賀野川水系阿賀川及び只見川の河川災害復旧工事を甲に委託することについて次のとおり協定する。

（工事の位置及び協定範囲）

第1条 工事の位置及び協定範囲は、次のとおりとする。

位 置：阿賀野川水系阿賀川及び只見川（別添位置図）

協定範囲：

- ①阿賀川：下流端 上野尻ダム地点（耶麻郡西会津町上野尻地内）
上流端 只見川合流地点（喜多方市高郷町川井地内）
- ②只見川：下流端 阿賀川合流地点（喜多方市高郷町川井地内）
上流端 滝ダム地点（大沼郡金山町滝沢地内）

（施行主体）

第2条 工事に必要な設計は乙が実施し、工事は甲が実施するものとする。

2 工事に必要な用地取得、物件補償等は甲が行う。

（施行期間）

第3条 工事の施行期間は、協定成立の日から平成25年3月31日までとする。

（費用の負担）

第4条 工事施行に要する費用は乙が負担するものとし、総額4,359,000千円とする。

（受託契約）

第5条 乙が負担する工事費は年度ごとに受託契約を締結するものとする。

2 前項の規定による受託事務は、国土交通省受託事務処理規則により処理するものとする。

（設計変更及び工事費の精算）

第6条 工事の設計変更、物価労賃の変動等により、前条の工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

ただし、工事目的物の機能、構造等に影響を及ぼさない軽微な設計変更は甲で処理できるものとし、乙に通知することにより協議に代えるものとする。

2 工事費は各年度の工事完成後速やかに精算するものとする。

(損害の負担)

第7条 工事の施行に伴う損害は、甲の責に帰する場合を除き、甲乙協議して処理するものとする。

(部分使用)

第8条 工事が竣工する前に工事目的物に部分使用の必要が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(工事竣工後の財産の帰属)

第9条 この工事により設置される施設は乙に帰属するものとする。

(残存物件の処理)

第10条 工事の竣工後の残存物件は、甲乙協議して処理するものとする。

(財産の引渡し等)

第11条 甲は工事が竣工したときは、第9条の規定により、乙に資料を添付のうえ、引渡すものとする。

(疑義等の処理)

第12条

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

(特約条項)

この協定は、福島県議会の平成23年9月定例会において可決された場合に限り成立するものとする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 9月21日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

北陸地方整備局長 前川 秀和

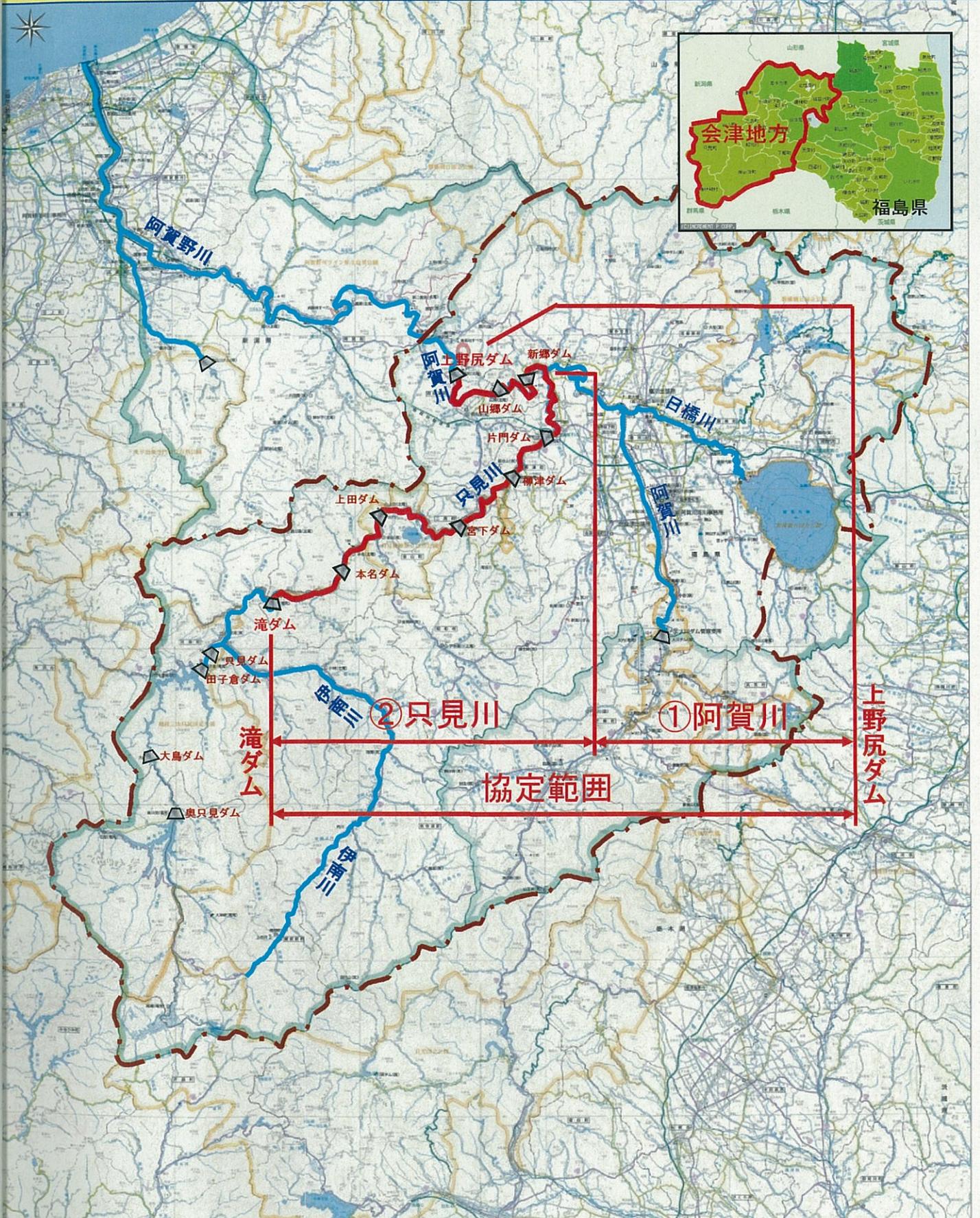


乙 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県知事 佐藤 雄平



工事の位置及び協定範囲





国北整河工第1020号
平成24年 1月27日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

北陸地方整備局長
前川 秀和



阿賀野川水系阿賀川及び只見川河川災害復旧工事の
委託協定の変更について（回答）

平成24年1月25日付け23河第1407号により協議のあった標記について
異存ない旨回答いたします。

つきましては、協定書1通を返送いたします。

変更協定書

平成23年9月21日付けで、北陸地方整備局長 前川秀和（以下「甲」という。）と福島県知事 佐藤雄平（以下「乙」という。）とが締結した、阿賀野川水系阿賀川及び只見川の河川災害復旧工事の協定書第4条を次のとおり変更する。

（費用の負担）

第4条 工事施行に要する費用は乙が負担するものとし、総額2,999,000千円とする。

この変更協定は、福島県議会の平成24年2月定例会において可決された場合限り成立するものとする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 1 月27日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

北陸地方整備局長 前川 秀和

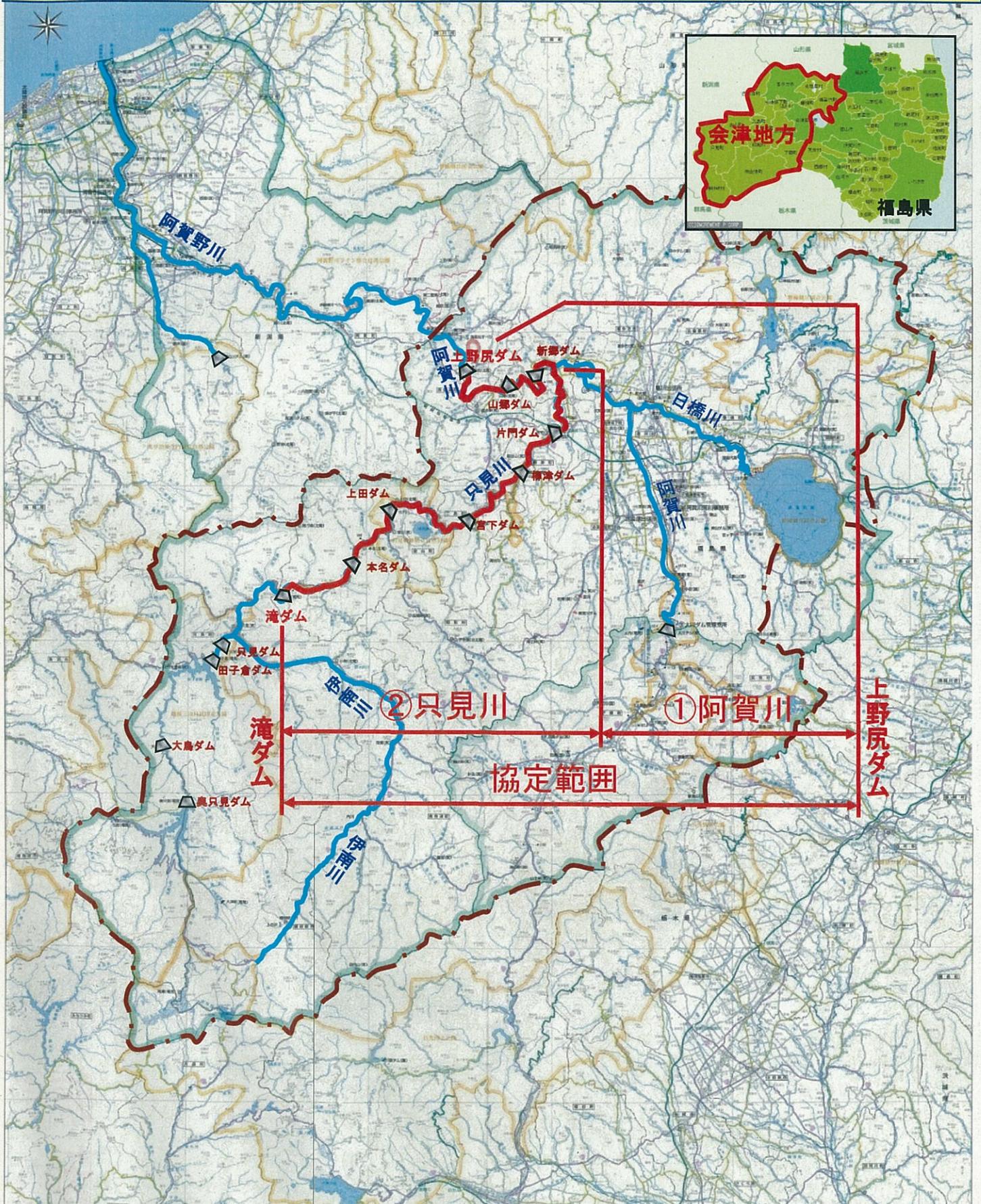


乙 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県知事 佐藤 雄平



工事の位置及び協定範囲



平成23年7月新潟福島豪雨 委託区間における被災箇所表

番号	通し	河川毎	事務所名	工種	河川名 路線名等	地先名	被害報告額 (千円)	被害概要	査定決定額 (千円)	復旧延長(m)
阿賀川本川合計				4箇所			300,000	千円	94,481	
1	1		喜多方建設	河川	阿賀川(右岸)	喜多方市高郷町揚津字関下	50,000	護岸崩壊	14,044	59.1
2	2		喜多方建設	河川	阿賀川(右岸)	喜多方市高郷町上郷字釜1号	60,000	護岸崩壊	32,798	35.0
3	3		喜多方建設	河川	阿賀川(左岸)	喜多方市高郷町上郷字釜2号	30,000	護岸崩壊	9,058	27.0
4	4		喜多方建設	河川	阿賀川(左岸)	喜多方市高郷町塩坪字大道山	160,000	護岸崩壊	38,581	304.0
只見川本川合計				40箇所			4,059,000	千円	2,404,358	
5	1		喜多方建設	河川	只見川(左岸)	喜多方市高郷町西羽賀字上川原	30,000	護岸崩壊	30,643	53.0
6	2		喜多方建設	河川	只見川(右岸)	喜多方市高郷町大田賀字広面	70,000	護岸崩壊	24,369	88.0
7	3		喜多方建設	河川	只見川(左岸)	喜多方市高郷町西羽賀字思川	20,000	堤防天端崩壊 護岸基礎洗掘	8,671	137.0
8	4		会津若松建設	河川	只見川(左岸)	会津坂下町大字東松字窪倉前	230,000	護岸崩壊	188,227	435.0
9	5		会津若松建設	河川	只見川(左岸)	会津坂下町大字片門字沖河原1号	15,000	護岸崩壊	12,668	66.0
10	6		会津若松建設	河川	只見川(左岸)	会津坂下町大字片門字沖河原2号	10,000	護岸崩壊	7,291	23.4
11	7		会津若松建設	河川	只見川(左岸)	会津坂下町大字片門字大浦	75,000	護岸崩壊	87,242	402.5
12	8		会津若松建設	河川	只見川(右岸)	会津坂下町大字片門字村中乙	15,000	護岸崩壊	11,564	47.4
13	9		宮下土木	河川	只見川(左岸)	柳津町大字藤字前田	19,000	天然河岸崩壊	6,650	45.0
14	10		宮下土木	河川	只見川(左岸)	柳津町大字小椿字上宮ノ前	70,000	天然河岸崩壊	48,888	200.0
15	11		宮下土木	河川	只見川(左岸)	柳津町大字小椿字大巻	34,000	護岸崩壊	37,550	196.0
16	12		宮下土木	河川	只見川(右岸)	柳津町大字飯谷字守林	50,000	護岸崩壊	32,876	80.0
17	13		宮下土木	河川	只見川(右岸)	三島町大字松原字下三平1号	25,000	護岸崩壊	19,542	61.0
18	14		宮下土木	河川	只見川(右岸)	三島町大字松原字下三平2号	15,000	護岸洗掘	41,708	96.0
19	15		宮下土木	河川	只見川(左岸)	三島町大字名入字上居平	46,000	護岸洗掘	131,155	224.2
20	16		宮下土木	河川	只見川(左岸)	三島町大字名入字上赤谷1号	10,000	護岸崩壊	8,257	14.0
21	17		宮下土木	河川	只見川(左岸)	三島町大字名入字上赤谷2号	7,000	護岸崩壊	98,933	143.5
22	18		宮下土木	河川	只見川(左岸)	三島町大字早戸字滝原居平	53,000	護岸崩壊	131,523	61.3
23	19		宮下土木	河川	只見川(左岸)	三島町大字早戸字小津巻	40,000	護岸崩壊	56,438	150.0
24	20		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字水沼字下大牧1号	90,000	護岸崩壊	138,404	155.0
25	21		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字水沼字下大牧2号	30,000	護岸洗掘	16,340	141.1
26	22		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字水沼字下大牧3号	30,000	護岸崩壊	26,111	31.0
27	23		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字水沼字下大牧4号	90,000	護岸洗掘	110,529	88.0
28	24		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字水沼字沢東	200,000	護岸崩壊	71,435	244.0
29	25		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字水沼字本上田	90,000	護岸崩壊	46,404	185.0
30	26		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字水沼字上田	350,000	護岸崩壊	263,248	171.8
31	27		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字中川字宮崎	20,000	護岸洗掘	4,947	26.0
32	28		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字大志字掛橋	50,000	護岸崩壊	53,480	55.0
33	29		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字川口字沢向道上1	40,000	護岸崩壊	14,934	50.7
34	30		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字川口字沢向道上2	150,000	護岸崩壊	75,522	244.0
35	31		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字西谷字杖ノ戸	220,000	擁壁崩壊	179,376	182.3
36	32		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字西谷字下夕川原1号	730,000	護岸崩壊	8,466	81.0
37	33		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字西谷字下夕川原2号	0	護岸崩壊	37,165	140.0
38	34		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字本名字坂ノ下1号	860,000	護岸崩壊	25,402	80.3
39	35		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字本名字坂ノ下2号	0	護岸崩壊	34,684	103.5
40	36		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字本名字陣場	200,000	擁壁崩壊	270,909	276.0
41	37		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字越川字稲葉	4,000	護岸崩壊	4,509	11.0
42	38		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字越川字浦田	20,000	護岸崩壊	27,766	107.0
43	39		宮下土木	河川	只見川(右岸)	金山町大字横田字松木平	23,000	護岸洗掘	5,531	138.0
44	40		宮下土木	河川	只見川(左岸)	金山町大字大塩字休場	28,000	護岸崩壊	5,001	16.0
受委託合計				44箇所			4,359,000	護岸崩壊	2,498,839	

査定決定額: 2, 498, 839千円×実施単価更正等: 20% = 2, 998, 607千円 = 2, 999, 000千円

※今回協定額: 2, 999, 000千円 - 前回協定額: 4, 359, 000千円 = △1, 360, 000千円

協 定 書

北陸地方整備局長 前川秀和（以下「甲」という。）と只見町長 目黒吉久（以下「乙」という。）は、乙が管理する町道五礼橋線（五礼橋）の橋梁災害復旧工事を甲に委託施工することについて次のとおり協定する。

（工事の位置及び協定範囲）

第1条 工事の位置及び協定範囲は、次のとおりとする。

位 置：福島県南会津郡只見町大字蒲生字上ノ台地内
協定範囲：別紙「協定範囲図」のとおり

（施行主体）

第2条 工事に必要な設計は乙が実施し、施工は甲が実施するものとする。

（施行期間）

第3条 工事の施行期間は、協定成立の日から平成24年3月31日までとする。

（費用の負担）

第4条 工事施工に要する費用は乙が負担するものとする。

（受託契約）

第5条 乙が負担する工事費は、別途受託契約を締結するものとする。

2 前項の規定による受託事務は、国土交通省受託事務処理規則により処理するものとする。

（設計変更及び工事費の精算）

第6条 工事の設計変更、物価労賃の変動等により、前条の工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

ただし、工事的物の機能、構造等に影響を及ぼさない軽微な設計変更は甲で処理できるものとし、乙に通知することにより協議に変えるものとする。

2 工事費は工事完成後速やかに精算するものとする。

（損害の負担）

第7条 工事の施行に伴う損害は、甲の責に帰する場合は除き、甲乙協議して処理するものとする。

（部分使用）

第8条 工事が竣工する前に工事的物に部分使用の必要が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

（工事竣工後の財産の帰属）

第9条 この工事により設置される施設は乙に帰属するものとする。

（残存物件の処理）

第10条 工事の竣工後の残存物件は、甲乙協議して処理するものとする。

（財産の引き渡し等）

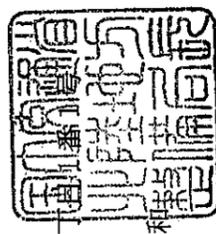
第11条 甲は工事が竣工したときは、第9条の規定により、乙に資料を添付のうえ、引渡すものとする。

（疑義等の処理）

第12条 この協定に定めない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

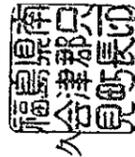
平成23年12月16日



甲 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

北陸地方整備局長 前川 秀和

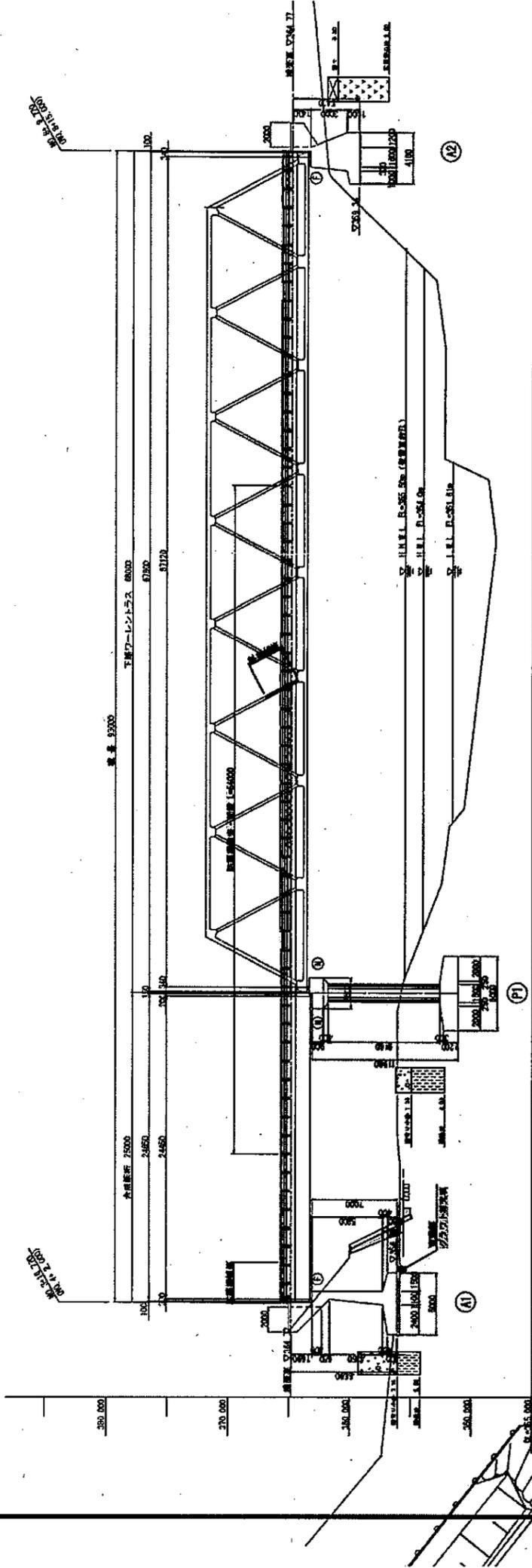
乙 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039



只見町長 目黒 吉久

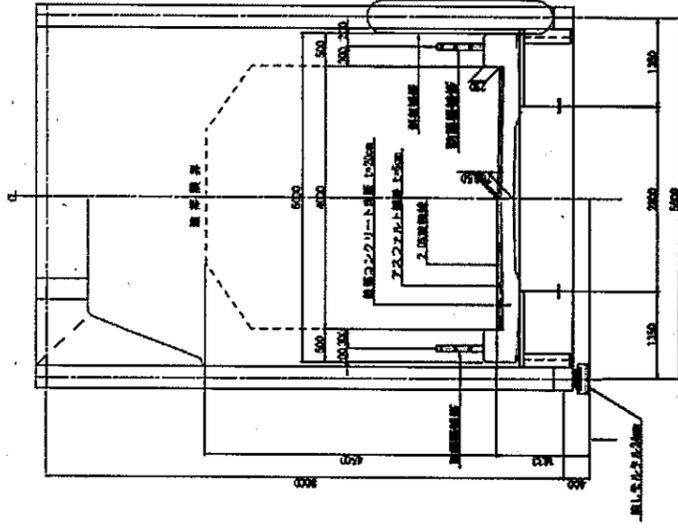
協定範囲図

側面図 S=1:200

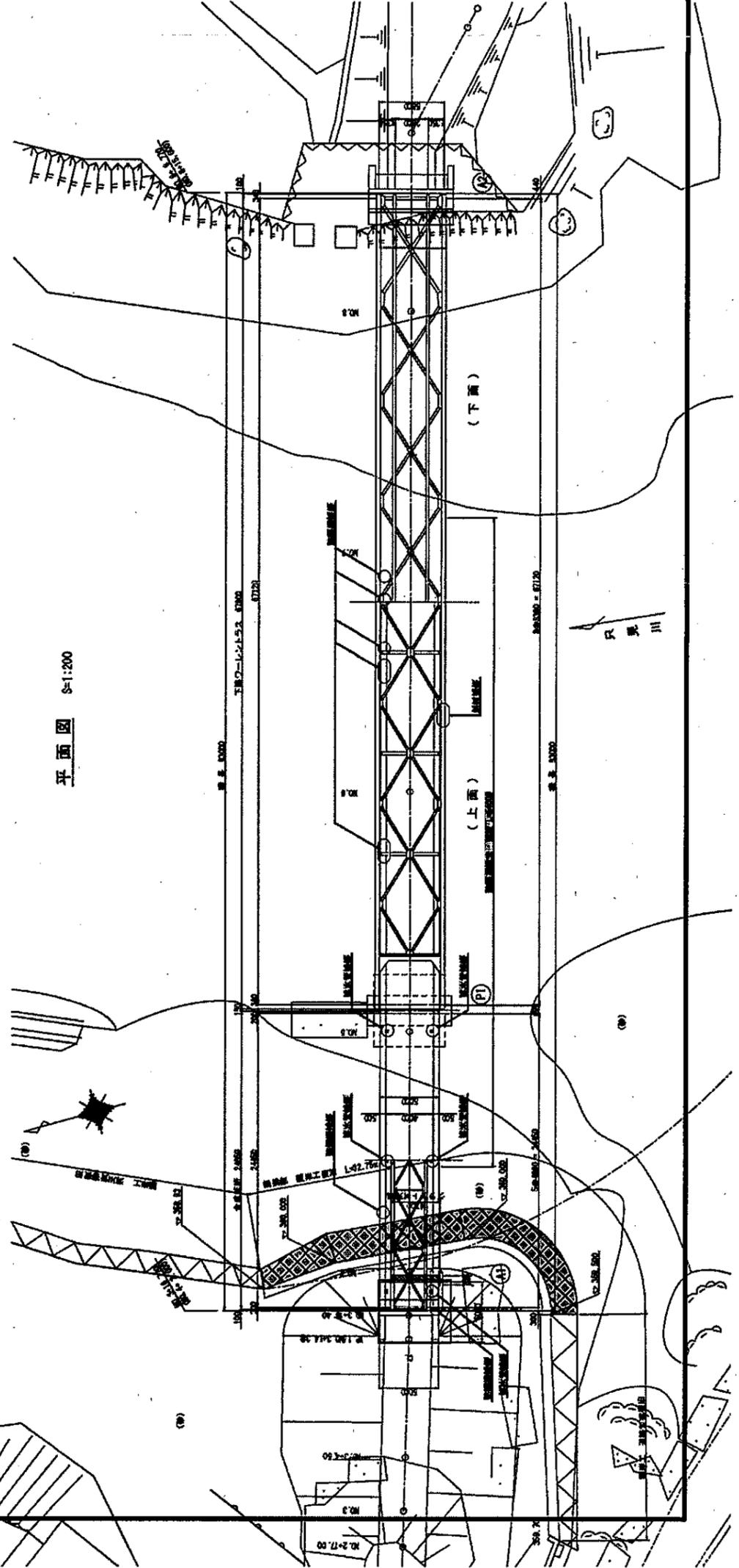


断面図 S=1:50

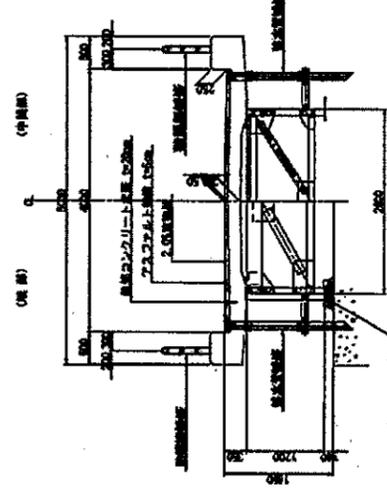
ワーレントラス



平面図 S=1:200



合流断面



形式	桁架	工事番号	第 号
所在地 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字北原字上ノ畑 地内			
橋長 671.20m			
橋幅 24.85m			
設計 昭和十一年三月			
監理 昭和十一年三月			
施工 昭和十一年三月			
協定範囲図			
橋長	1:200.00	橋幅	1:200.00
河床	1:200.00	基礎	1:200.00
設計	1:200.00	監理	1:200.00
尺 規 寸			

6.2.2 平成23年7月新潟・福島豪雨での只見川等の災害に関する情報連絡会

(1) 設置の趣旨

平成23年7月28日からの福島県会津地方を襲った集中豪雨により、只見川等の沿川では洪水はん濫が発生し、公共土木施設等に大きな被害が発生した。

このため、只見川・阿賀川沿川の市町村と災害復旧及び只見川の水力発電所の洪水時のダム管理についての意見交換を行う場として「平成23年7月新潟・福島豪雨での只見川等の災害に関する情報連絡会」が設置された。

(2) 参加団体

只見川・阿賀川沿川の福島県内8市町村（喜多方市、只見町、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村）、北陸地整、福島県、東北電力(株)、電源開発(株)

(3) 開催状況（※平成24年1月時点まで）

● 第1回（平成23年8月31日（水））

《議事》

- ・災害復旧工事について
- ・洪水時の発電ダム操作の状況について
- ・意見交換

● 第2回（平成23年10月18日（火））

《議事》

- ・平成23年7月新潟・福島豪雨について
- ・ダム操作について
- ・災害復旧について
- ・発電施設について
- ・意見交換

● 第3回（平成23年11月29日（火））

《議事》

- ・第2回情報連絡会に関する質問・意見等について
- ・災害復旧について（北陸地方整備局、福島県）
- ・関係機関からの連絡（東北電力(株)、電源開発(株)、福島県）